

インクルーシブ教育システム の推進に向けて



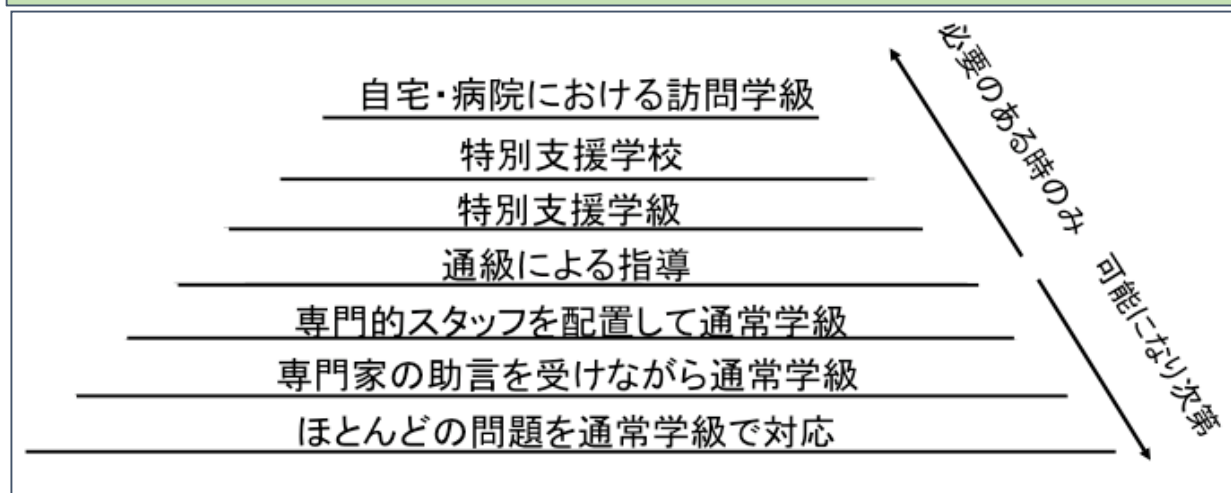
「インクルーシブ教育システム (inclusive education system)」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「一般的な教育制度 (general education system)」から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

(障害者の権利に関する条約第24条)

このリーフレットは全ての先生方を対象に、インクルーシブ教育システムの考え方について理解を深め、指導・支援の一層の充実が図られることを目的に作成しています。

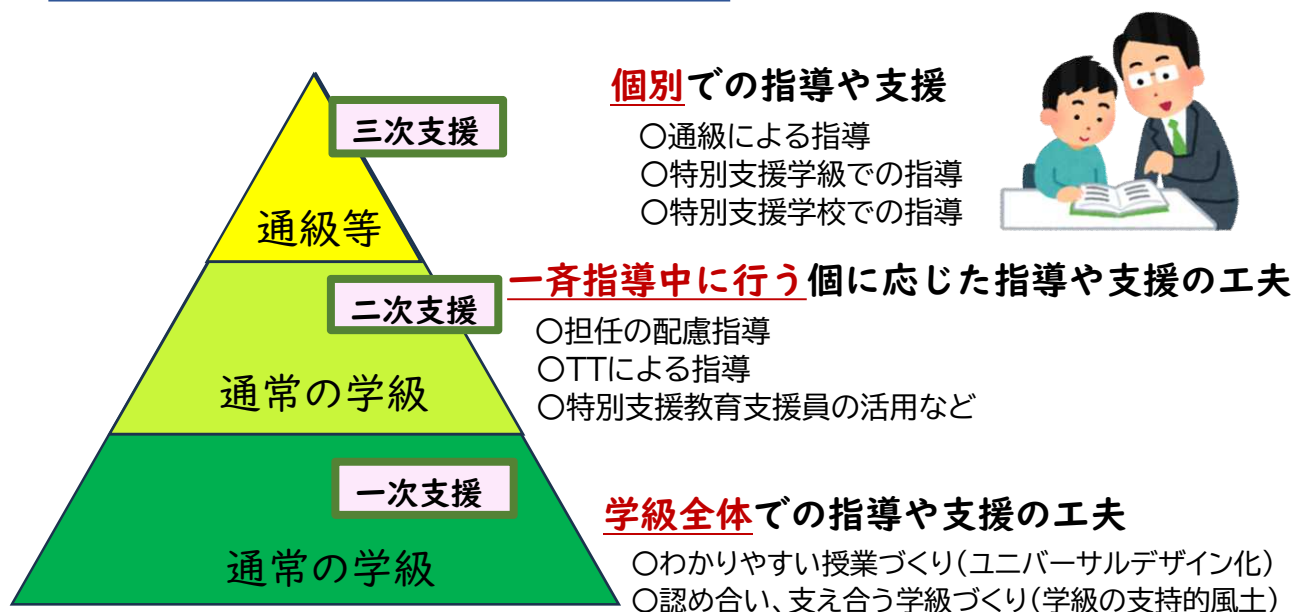
令和6年4月 沖縄県教育委員会

連続性のある「多様な学びの場」



同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズにある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要です。

インクルーシブ教育の三層支援モデル



平成29年に告示された小学校(中学校)学習指導要領では、「児童生徒の発達の支援」について、通常学級にも発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、各教科等の学びの過程において想定される困難さに応じた指導内容や方法を工夫することが求められています。

特別支援学級、通級による指導の対象者の基準（25文科初第756号）

※「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月 文部科学省）

	特別支援学級	通級による指導	※教育支援の手引
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	
聴覚障害	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの	
知的障害	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも		
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	
身体虚弱及び弱び	- 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも - 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも		
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	
自閉症	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	
情緒障害	二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも	
学習障害		全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	
多動性・注意欠陥障害		年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも	

○学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、特別支援学級対象外です。まずは、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等（一次支援、二次支援）を行ったうえで、さらに個別での指導や支援が必要な場合に通級による指導を検討します。

○通級指導教室で行う「通級による指導」は、障害に応じた特別の指導として、自立活動を行います。障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができますが、単に学習の遅れを取り戻すための指導ではないことに留意してください。

～・～・～特別支援教育に関する情報～・～・～

文部科学省 特別支援教育 （通知・最近の動きなど）

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_m.htm

国立特別支援教育総合研究所

<https://www.nise.go.jp/nc/>

国立障害者リハビリテーションセンター 発達障害情報・支援センター

<http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害に関する情報を
得ることができます

沖縄県発達障がい者支援センター(通称「がじゅま～る」)

<https://www.okinawa-gaiyumaru.jp/>

沖縄県総合教育センター

<http://tokusi.edu-c.open.ed.jp/>

・自立活動ハンドブック

<http://tokusi.edu-c.open.ed.jp/3bab7ddd9a7ef5da476dfd11719d1c945f764cbe.pdf>

特別支援学級担任・通級指導教室担当者向け

初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド（文部科学省）

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>

「障害のある子供の教育支援の手引」 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

「知的障害特別支援学級担当者のための授業づくりサポートキット（小学校編）すけっと（Sukett）」（国立特別支援教育総合研究所）

https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/intellectual/sk-basket

国立特別支援教育総合研究所 リーフレット等

https://www.nise.go.jp/nc/report_material/research_results_publications/leaflet